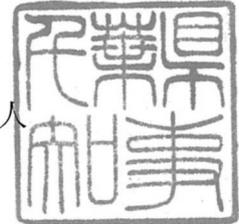


環 第 6 5 3 号
令和 5 年 8 月 1 7 日

大平興産株式会社

代表取締役 山 上 昌 孝 様

千葉県知事 熊 谷 俊 人



大塚山処分場増設事業（第四処分場建設及び第三処分場（3-2）嵩上げ）
に係る環境影響評価方法書に対する意見について（通知）

令和5年3月10日付けで送付のあったこのことについて、千葉県環境影響評価条例（平成10年千葉県条例第26号）第10条第1項の規定により、別紙のとおり通知します。

大塚山処分場増設事業（第四処分場建設及び第三処分場（3－2）嵩上げ）
に係る環境影響評価方法書に対する意見

当該事業を実施する大平興産株式会社は、昭和60年に大塚山処分場（第一処分場）で廃棄物の埋立処分を開始して以降、民間企業の産業廃棄物のほか、県内自治体の一般廃棄物を受け入れ、順次処分場の増設を行ってきた。

本事業は、既存の第三処分場（3－2）を嵩上げして埋立容量を増加させるとともに、新たに第四処分場を新設するものである。また、約8.3ヘクタールの山林を改変し、埋立面積を4.6ヘクタール拡大して合計約21.1ヘクタールとするとともに、埋立容量を約80.9万立方メートル増加させて合計約384.0万立方メートルとする大規模な開発計画となっている。

対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）及びその周辺は、房総半島の中南部を占める上総丘陵にあり、県立高岩山自然公園に近接するなど山林に囲まれ、希少な動植物の生息又は生育が確認される豊かな自然環境が多く残されている地域である。

既存の処分場では、岩盤遮水構造として設置された第二処分場において、岩盤地層中に存在する透水性の高い地層を通じた保有水の漏洩が平成18年に判明し、現在も漏洩の影響が敷地外へ及ばないよう改善対策が講じられている。また、浸出水処理後の排水は、放流水路を経由して高岩川に流入しており、その下流において農業用水としての利水があることから、当該排水が合流した後の高岩川における塩化物イオン濃度の管理基準を定め、同基準の順守に向けた複数の対策が講じられているところであり、本事業においてもこれらを考慮する必要がある。

これらの状況から、環境影響評価の項目及び手法の選定に当たっては、地域特性及び事業特性を踏まえ、適切な環境影響評価を実施するとともに、当該事業による環境への影響をできる限り回避又は低減するため、下記の事項について所要の措置を講ずる必要がある。

記

1 全般的事項

(1) 本事業の環境影響評価の実施に当たっては、大塚山処分場第三処分場計画に係る環境影響評価及び事後調査によって把握した環境情報も活用すること。

(2) 第三処分場（3－2）の供用時と第四処分場の供用時では、予測の前提となる基本

的な諸元が変わることから、それぞれの供用時について、予測及び評価を行うこと。

2 各論

(1) 大気質、騒音及び振動

ア 工事の実施に伴う発生土の仮置き場に発生土の破碎施設を設置する場合は、その構造及び処理能力を明らかにするとともに、施設の稼働に伴う粉じん、騒音及び振動の影響について、必要に応じて環境影響評価を行うこと。

イ 供用時における粉じんについて、発生源に埋立地、発生土置き場及び発生土仮置き場を含めて環境影響評価を行うこと。

ウ 工事の実施時及び供用時における車両の走行に伴う騒音及び振動について、配慮が特に必要な学校等の施設への影響を適切に予測及び評価できるよう、必要に応じて調査・予測地点を追加すること。

(2) 水質

ア 第四処分場の浸出水の塩化物イオン濃度について、ばいじんの受入を制限することにより $3,000\text{mg/L}$ 以下とする計画であるが、ばいじん以外の廃棄物の受入基準が明らかでなく、計画水質の根拠が不明確である。そのため、ばいじん以外の受入廃棄物の性状を示した上で、予測の前提となる計画水質の根拠を明らかにすること。

イ 供用時における排水中の塩化物イオン濃度について、浸出水処理設備の凝集沈殿処理工程で塩化物を含む薬剤を使用する場合は、その影響も含めて環境影響評価を行うこと。

(3) 悪臭

ア 第三処分場（3-2）の嵩上げ工事において、既設の（3-2）処分場の上面に敷設されているシートを除去して工事を実施する場合に悪臭の発生が予想されることから、工事の実施時における悪臭について、必要に応じて環境影響評価を行うこと。

イ 供用時の予測に関する現地調査について、調査地点としている風下の2地点で発生源の臭気が確認できないなど適切に臭気濃度が把握できない場合は、発生源に近い適切な場所を調査地点に追加すること。

(4) 地形及び地質

ア 第四処分場予定地で行う地質の性状及び分布に関するボーリング調査について、既往調査によれば、第四処分場下部の地層は、最大約55度の急傾斜とされていることから、地層の特徴を踏まえ、帯水層の連続性が確認できる位置及び深度で実施すること。

イ 第四処分場建設に係る土地の改変による地下水の流れの変化について、事業区域及びその周辺の地形、帯水層分布及び地下水面を把握できる地点で調査を行い、帯水層内及び帯水層間の地下水の移動を考慮するなどし、適切に予測すること。また、予測結果を立体図等により分かりやすく整理した上で、現在も保有水の漏洩対策を継続している第二処分場周辺の地下水の流れに及ぼす影響を評価すること。

ウ 地下水及び湧水について、「千葉県環境影響評価技術細目」に基づき、聴き取り調査により周辺住居における利用状況を把握すること。また、その結果を踏まえ、地下水の流れの変化について、適切な範囲を設定し、予測及び評価を行うこと。

(5) 動物

定点で行う動物のトラップ調査及び自動撮影調査について、工事の実施及び供用の前後の影響が把握できるよう、施設の設置等による土地の改変により消失する地点以外で生息環境として一定のまとまりをもつ区域の中から、地点を設定すること。